

報告事項

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家に係る鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家に係る鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について、別紙のとおり報告します。

平成30年8月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家に係る
鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会の審査結果について

平成30年8月17日
社会教육課

鳥取県立生涯学習センター、鳥取県立船上山少年自然の家及び鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者について、8月16日（木）に開催した鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）における審査結果を以下のとおり報告します。

1 審査委員会において選定した指定管理候補者

施設名	区分	応募 団体数	指定管理候補者
生涯学習センター (鳥取市扇町21番地)	公募	1	(公財) 鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一
船上山少年自然の家 (琴浦町山川807-2)	公募	2	TKSS・富士綜合警備保障共同企業 体(2社によるグループ管理) 代表者 (株) TKSS 代表取締役 田中富士夫 富士綜合警備保障 (株) 代表取締役 谷口 道明
大山青年の家 (大山町赤松明間原312-1)	公募	1	(公財) 鳥取県教育文化財団 理事長 福本 慎一

2 審査委員会の審査結果概要

別添のとおり

3 今後の予定

- ・指定管理候補者の選定（決定） 異議申出期間（審査結果の通知が応募者に到達した日から起算して4日以内）経過後速やかに行う
- ・指定管理者の指定 9月定例県議会に付議し、議決を経て行う
- ・協定の締結 平成31年3月までに行う

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立生涯学習センター)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立生涯学習センターの指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条及び鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（以下「生涯学習センター条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地
理事長 福本慎一

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 指定管理料の額

461,759,000円（債務負担行為額461,759,000円）

[参考] 平成31年度 91,679,000円

平成32年度以降 92,520,000円

4 選定理由

鳥取県立生涯学習センターの指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において指定手続条例第5条及び生涯学習センター条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

[選定理由]

現在、当該施設の指定管理者として、適正に施設の管理運営を行い利用者増につなげている実績があり、今後専門性を有する者の配置増等の体制充実も行うことで、その経験とノウハウを活かしながら、学習相談業務や課題解決型の講座企画といった業務を適切に行い、生涯学習の拠点施設として生涯学習の普及振興に寄与していくことが期待ができる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨(委員長)	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征(副委員長)	税理士
西山 美幸	鳥取県子ども会育成連絡協議会事務局
坂口 礼子	ガールスカウト鳥取県連盟事務局
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日(火)

指定管理者制度及び県立生涯学習センターの概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日（木）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理の基本的な考え方の適合性 施設設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	必須
2	施設の効用を最大限に発揮させることである。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定 ・事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ・個人情報保護、情報の公開 ・利用者等の要望の把握・対応方針 	30
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 	25
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人等の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格又はII種規格の認証等 あいサポート企業等の認定等 家庭教育推進協力企業としての協定締結 ・当該施設の管理運営状況の実績評価 	22
5	教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用、教育委員会との連携及び調整が確保されるものであること。 (生涯学習センター条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会が行う事業における生涯学習センターの優先的な利用の確保策 ・教育委員会との連携及び調整方策 	必須
6	生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興を行うこと。 (生涯学習センター条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の実施方針 ・生涯学習センターの利用を通じた生涯学習の普及振興に関する業務の企画・立案及び実施能力 ・とつとり県民カレッジ講座の企画、運営及び生 	25

	その他教育委員会が生涯学習センターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項 (生涯学習センター条例第5条第3号)	生涯学習情報の提供に関する業務の実施方針 ・とつとり県民カレッジ講座の企画、運営能力 ・生涯学習情報の提供に関する業務の企画・立案及び実施能力	
7	その他 (指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	得点 (配点)	評価
1	適	<ul style="list-style-type: none"> 設置目的を理解し、県立の施設であることを踏まえた対応が検討されている。 今までの実績も十分にあり、適切と考える。
2	23.6 (30)	<ul style="list-style-type: none"> 無料のWi-Fi設置など、利用者の視点にたった提案がなされている。 努力の余地はあるが、適切である。 積極的な情報発信、県・地域との連携を強化してほしい。
3	15.8 (25)	<ul style="list-style-type: none"> 安定した運営が見込まれる。 収入が増加しており、運営能力の高さを示している。 利用者増は不確定なため、利用者確保を積極的にしてほしい。
4	15.7 (22)	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容は良好であり、経営基盤は安定している。 生涯学習を充実するため、組織体制の充実と専門職員の配置を行うこととしている。 人材育成に力を入れていることがわかる。 専門能力を有する人材の増員に期待できる。
5	適	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会との連携が取れていることがうかがえる。 休館日等教育委員会の状況も加味している。
6	19 (25)	<ul style="list-style-type: none"> 県・市町村と連携した運営が見込まれる。教育機関との連携にも努めている。 魅力ある事業を計画し老若男女すべての世代の利用者増が期待できる。 これまでの実績に甘えることなく生涯学習センターの目的等を理解し様々なサービス向上等を提案している。 利用者増のための様々なメディア利用を期待している。 活動範囲を中西部にも広げる取組をしている。 自主事業に具体性があり効果が期待できる。
7	0 (4)	(ネーミングライツの提案はなかった)
合計	74.1 (106)	

※点数は委員5名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

- ・平日及び土曜日 9:00～21:00
- ・日曜日及び祝日 9:00～19:00
(県教委から指示があった場合には開館時間を臨機に対応する)
- ・休館日 12月29日から1月3日の6日間(設備点検等により臨時休館する場合あり)

(2) 利用料金・減免基準

- ・利用料金は現行と同様(H31年度中は消費税率増分の増額はしない)
- ・減免基準は現行と同様

(3) 生涯学習の普及振興の取組

<組織体制>

- ・とっとり県民カレッジ講座の企画・運営や学習相談に着実に対応するため、社会教育主事資格、生涯学習コーディネーター資格を持つ専門性のある者を配置(2名→3名に増予定)するとともに、生涯学習相談員を置く。

<学習相談の実施>

- ・情報提供のみならず、学習団体の交流企画やその後の活動へつなげる等のコーディネートも行う。
- ・生涯学習情報の提供、学習団体の紹介、仲間募集などにより、ネットワークの構築を支援する。

<県内学習団体の支援>

- ・生涯学習スクール「まなび(※)」の拡大
中・西部の学習団体も登録し、生涯学習センターのみではなく、中・西部にも学習成果発表の場を検討
※登録団体について施設優先利用、とっとり県民カレッジ連携講座登録等による広報、学習成果発表の場(交流会)の提供等により支援する仕組
- ・団体の課題(後継者不足・活動の行き詰まり)や個人の課題(学びを地域に活かしたい)の解決に向け、相談・情報提供、団体紹介等によるネットワークづくり等の支援を行う。

<とっとり県民カレッジ講座の企画・運営>

- ・課題解決型・参加型の講座とし、実践発表、フィールドワーク、グループワーク等により学びの成果を地域づくりに活かすことができるよう企画する。
- ・市町村との連携を密にし、若者、子育て世代、高齢者、社会全体の現代的課題を多角的に分析してテーマを設定し、効果的な学習プログラムの構築を図る。
- ・高等教育機関と連携した講座の企画等を行う

<自主企画事業の実施>

- ・ふるさと再発見講座(県内の自然、歴史等をテーマとして主に現地研修を実施)、生涯学習公開講座の実施
- ・学習成果の発表の場の提供(ランチタイムイベント、まなびふれあい交流会等)
- ・カプラで遊ぼう(出前講座のほか、ロビーで自由に創作できる機会を提供)

(4) サービス向上と利用促進のための取組

- ・ロビーにコピー機設置・インターネット無料利用(1日最大60分)
- ・レストラン・自動販売機の継続設置(レストランから各研修室に出前)
- ・アンケート・窓口等で利用者ニーズを把握し、サービス向上
- ・自主企画講座・ランチタイムイベントの実施等による利用促進
- ・情報誌・折り込みチラシ・SNS・新聞等による広報

(5) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・県の会計規則を準用して原則として入札により委託先等を決定し、コストの削減と適正な業者選定を行う。

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立船上山少年自然の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。）第7条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

TKSS・富士綜合警備保障共同企業体

（代表）株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫 米子市米原八丁目11番49号
富士綜合警備保障株式会社 代表取締役 谷口道明 鳥取市商栄町405番地1

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 指定管理料の額

200,100,000円（債務負担行為額200,210,000円）

[参考] 平成31年度 39,700,000円

平成32年度以降 40,100,000円

4 選定理由

鳥取県立船上山少年自然の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは2団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記1の候補者が指定管理候補者として最適であるとして選定した。

【選定理由】

指定管理施設に関する運営実績やノウハウがあり、利用者の安全確保策や非常時の関連企業等の協力体制など、管理上の対応内容が具体的かつ明確に示されている。サービス向上のための取組や利用促進などについても具体的な提案がされており、県職員との連携した運営が期待できる。財政基盤も良好で安定しており、適切な施設運営が行えると見込まれる。

5 公募の経緯

（1）募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで(現地説明会7月5日(木))

（2）応募者(受付順)

応募者	所在地	代表者
TKSS・富士綜合警備保障共同企業体	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中富士夫
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨（委員長）	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征（副委員長）	税理士
齋藤 匠	大山町立大山小学校校長
白土 妙子（欠席）	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日（火）

指定管理者制度及び県立船上山少年自然の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日（木）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の効用を最大限に發揮させるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の方針 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者の安全確保 ・個人情報保護 ・利用者等の要望の把握・対応方針 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（利用促進等） 	必須
2	管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 	20
3	委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEASⅠ種規格の認証等 あいサポート企業等の認定 ・管理運営実績評価 	32

4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号）	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	配 点	TKSS・富士綜合警備保障	(公財) 共同企業体	(B) 鳥取県教育文化財団
		(A)	(B)	
1	適／不適 25	適 20.25		適 18.25
2	20	11.5		11.5
3	32	22.75		20.5
4	25	20		20
5	4	0		0
合 計	106	74.5		70.25

※点数は委員4名の平均

審査項目について

○選定基準1【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

警備会社の強みを生かした緊急対応の体制、ISO27001の認証を受けるなどの個人情報保護体制、利用者の視点でスピーディな対応によるサービス向上に努め、ガイドブックへの掲載など前向きで具体的な利用促進の提案がなされていること等各種の積極的な取組が計画されている A の評価が高かった。

○選定基準2【管理に係る経費の縮減が図られるものであること】

委託料の積算額については、A が県提示額と同額の B に対して若干低額であったが、収入・支出計画を含め大きな差はなく、同等の評価となった。

○選定基準3【委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

いずれも財政基盤は良好であると評価されたが、同施設を現在適切に管理している実績やノウハウがあり、ISO14001認証の取得などにより、A の評価が高かった。

○選定基準4【教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること】

両応募者とも県との連携について積極的な体制を示しており、県との協力姿勢について同等の評価となった。

○選定基準5【ネーミングライツに係る提案】

両者ともに提案はなかった。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・関係法令を遵守し、建物内外の良好な衛生環境を確保するとともに、中長期的視点で延命措置に取り組む

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・本社との連携による連絡体制等の整備

- ・緊急時におけるグループ企業等の人的・物的支援の実施
- ・応急備品等の整備
- ・危機管理マニュアル、個人情報保護マニュアルの整備（ISO27001を取得済）

（2）利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

- ①サービス向上のための組織づくり
 - ・マナー研修等の実施
 - ・事業改善への継続的な取組（年2回のスタッフ全員による検証とP D C Aサイクルの活用、日誌・アンケートを活用したセルフモニタリングの実施）
- ②サービス向上の手法
 - ・利用者とのコミュニケーションスペースの設置
 - ・車椅子・膝掛け毛布等の貸出、アイシング用氷等のサービス提供
 - ・周辺地域・関係団体との連携推進
- ③利用促進に向けた取組
 - ・本社や他の指定管理施設との連携によるPRと顧客掘り起こし
 - ・利用者へのお礼はがき等による再利用の促進
 - ・ガイドブックへの宣伝掲載等

（3）管理運営組織

- ①指定管理者の組織体制
 - ・庶務部長、事務職員、技術指導支援員、ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）
- ②現在勤務している職員の継続雇用
 - ・希望する職員は原則継続雇用

（4）管理に係る経費縮減に関する取組

- ・地元発注を最優先しながら、外部委託等については複数社見積を実施。

（5）県との連携方法・事業の実施協力

- ①県（指導部門）との連携
 - ・朝礼時の打ち合わせ、週1回程度所内で連絡会議、3ヶ月に1回程度本社も含めた運営会議を実施し、事業の目的・指導内容等について情報共有・連携を図る
- ②県事業への実施協力
 - ・丁寧な接客と素早い対応を重視
 - ・効果的な県事業実施への協力

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会報告書 (鳥取県立大山青年の家)

鳥取県教育委員会指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立大山青年の家の指定管理候補者を鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例（以下「青少年社会教育施設設置管理条例」という。）第7条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取県教育文化財団 鳥取市扇町21番地
理事長 福本慎一

2 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

3 指定管理料の額

190,867,000円（債務負担行為額 190,867,000円）

[参考] 平成31年度 37,895,000円

平成32年度以降 38,243,000円

4 選定理由

鳥取県立大山青年の家の指定管理者の指定に当たって応募があったのは上記1の1団体であった。審査委員会において青少年社会教育施設設置管理条例第7条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該団体は指定管理候補者として適当であると認める。

【選定理由】

現在施設の指定管理を受託している団体であり、現状の施設の維持管理状況や職員体制をよく把握しており、施設の維持管理や県職員と連携した安全対策など確実な取組が見込まれる。また、財政基盤も安定しており、現在勤務している職員の継続雇用に配慮した人員構成をしていることから安定した運営が期待でき、利用促進に向けた取組の充実も期待できる。

5 公募の経緯

（1）募集期間(募集要項配付から募集締め切りの日まで)

平成30年6月18日(月)から8月1日(水)まで(現地説明会7月5日(木))

（2）応募者

応募者	所在地	代表者
(公財)鳥取県教育文化財団	鳥取市扇町21番地	理事長 福本慎一

6 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
高井 亨（委員長）	公立鳥取環境大学准教授
高田 充征（副委員長）	税理士
齋藤 匠	大山町立大山小学校校長
白土 妙子（欠席）	倉吉市西郷公民館公民館主事
森田 靖彦	鳥取県教育委員会事務局次長

(2) 開催経緯

第1回審査委員会

平成30年6月5日（火）

指定管理者制度及び県立大山青年の家の概要説明、募集要項・審査項目等の審議

第2回審査委員会

平成30年8月16日（木）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の効用を最大限に發揮させるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営の方針 ・施設設備の維持及び衛生管理の水準 ・利用者の安全確保 ・個人情報保護 ・利用者等の要望の把握・対応方針 ・施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（利用促進等） 	必須
2 管理に係る経費の縮減が図られるものであること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第1号）	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画及び見積内容 ・支出計画の見通し ・県の指定管理料額の多寡 	20
3 委託業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。（青少年社会教育施設設置管理条例 第7条第2号）	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の財政基盤、経営基盤 ・組織及び職員の配置等 ・現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・法人等の社会的責任の遂行状況 障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定 家庭教育協力推進企業の協定 ISO14001・TEAS1種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定 ・管理運営実績評価 	32

4	教育委員会の行う事業等に積極的に協力すること（青少年社会教育施設設置管理条例第7条第3号）	・所内での連携についての方針 ・受入事業等の実施の際の協力・方法	25
5	その他(指定手続条例第5条第4号)	・ネーミングライツに係る提案	4

(4) 審査結果（面接審査及び書類審査）

選定基準	得点 (配点)	評価	
1	適	・施設の性格を理解し、ホスピタリティを大切にする姿勢があつた。	
	18.75 (25)	・PRのためフェイスブックを始めたり、アンケート結果をホームページで公開するなど、従来からの取組を充実する姿勢がみられる。 ・利用者の利便性の確保について、具体的な対策が考えられている。 ・従来からの管理実績を生かした利用促進などへの取組に対して提案があつた。	
2	11.5 (20)	・収支計画に問題はなく、これまでの実績や公益財団法人という性質から運営は安定したものになると考えられる。	
3	21.5 (32)	・財務内容が良好で経営基盤が安定しており、運営母体に信頼感がある。 ・現場職員一人一人の印象はとても良い。	
4	20 (25)	・クマや熱中症への対策、公用車の保険に財団独自で加入するなど、県事業への積極的な協力をしている。 ・現場での連携の様子も良好であった。	
5	0 (4)	(ネーミングライツの提案はなかった)	
合計	71.75 (106)		

※点数は委員4名の平均

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の維持管理・事故等の防止等

①施設の維持管理等

- ・職員が日常的に点検し、異常や損傷の早期発見・早期修繕により施設の損傷・劣化の拡大・進行を防止

②事故等の防止と緊急時の対応

- ・災害時の避難施設等の自主チェックを定期的に実施
- ・職員の防災意識の向上（火災・地震等に対する避難訓練の定期的な実施、避難施設等の定期チェック）
- ・緊急時対応マニュアルにそった迅速な対応、緊急連絡網の整備
- ・活動前の点検による危険物の除去、クマよけ鈴等のクマ対策等利用者の安全確保
- ・個人情報保護規程の整備

(2) 利用者の要望把握・サービス向上・利用促進に対する取組

①利用者の要望把握等

- ・窓口での聞き取り、メール、アンケート等の積極的活用
- ・要望に対する対応方針・対応結果をホームページで公開

②サービス向上に対する取組

- ・利用者の安全・快適な利用のため日常の巡視・点検による早期対応
- ・職員の応接力の向上、情報共有によるトラブルの未然防止
- ・研修現場の事前点検・草刈り等の実施

③利用促進に向けた取組

- ・ホームページによる事業紹介による認知度向上
- ・指定管理者としてのネットワークを活かし、関係機関と連携した広報誌への掲載
- ・小中学校、公民館等への訪問による利用促進

(3) 管理運営組織

① 指定管理者の組織体制

- ・指定管理総括者・事務職員・技術指導支援員・ボイラー技師の配置（現状と同程度の体制整備）

②現在勤務している職員の継続雇用

- ・希望する職員は原則継続雇用

(4) 管理に係る経費縮減に関する取組

- ・外部委託等の際には原則として県内業者を対象に競争入札
- ・電気代についても競争入札を検討するとともに、物品購入についても入札や価格比較により有利な購入に努める

(5) 県との連携方法・事業の実施協力

①県（指導部門）との連携

- ・利用申込の受付段階から県職員（指導部門）との密接な連携
- ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案など、県職員との密接な連携

②県事業への実施協力

- ・研修材料の調達、保険手続き、浴室準備、シーツ準備等の効率的な対応
- ・給食会との連携による安全・安定的な食事提供支援
- ・利用者アンケートの回収や要望把握等事後検証のための補助・協力
- ・県事業の計画段階での協議参加・事業内容の提案